憲法96条改正に異議あり！！

憲法って簡単に変えちゃってもいいの？

JFBA 日本弁護士連合会

Point 1 憲法は国の権力者から私たちの人権を守るためにある。（立憲主義）

ケンちゃん
憲法って知ってる？

うん、国の根本を決める
大事なきまりでしょ？

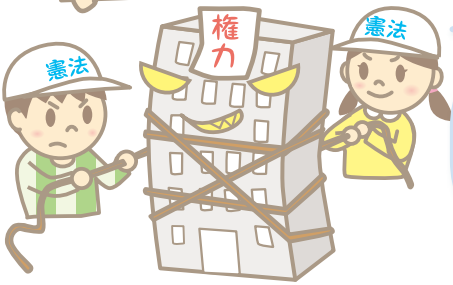

そう！　憲法は、私たちの
基本的人権が侵害されないように、
国の権力者をしばるために、
私たち国民が決めた大事なきまりだよ。
日本にも“日本国憲法”があるよね

だから、**簡単には憲法を改正できない**しくみになっていて…

Point 2 国の権力者は、憲法を簡単には変えられない。

憲法96条は、衆参両議院がそれぞれ**総議員の3分の2以上の賛成**で、
慎重に憲法改正を発議（提案）しなければならないって定めているんだよ。
発議されると国民投票にかけられるよ。

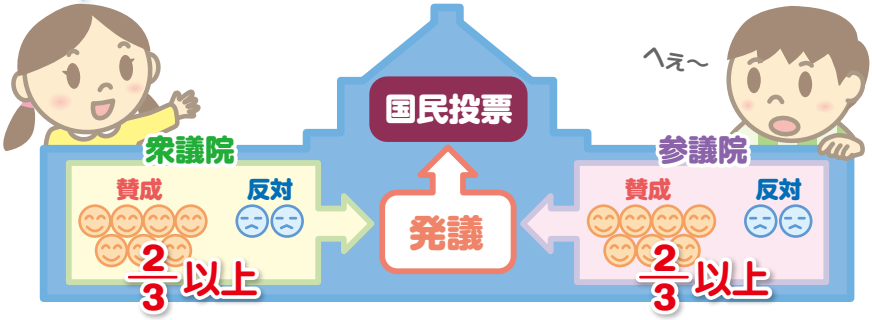

Point 3 今、96条を改正して憲法を変えやすくしようとする動きがある。

それが今、衆参両議院のそれぞれ**総議員の過半数だけ**で簡単に憲法を発議（提案）できるようにしようという動きがあるの!

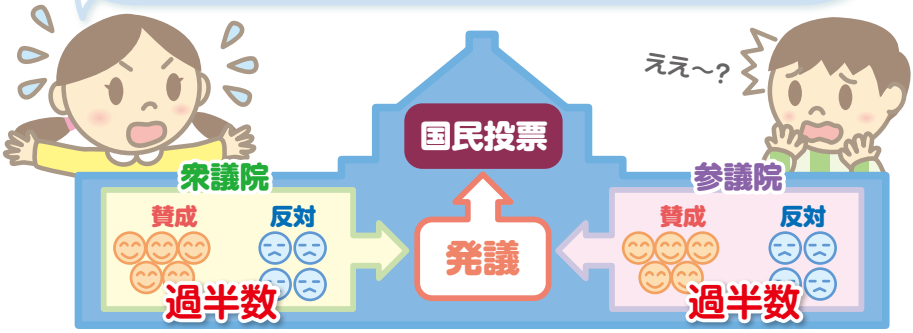

Point 4 すると、憲法がどんどん変えられて人権が守られなくなる。

96条が改正されたら、その時々の**権力者の都合**で、**他の大事な条文も簡単に変えられちゃう**かも――

例えば
こんな事に…

憲法9条（戦争放棄）を変えて自衛隊を「軍隊」にして戦争のできる国へ!

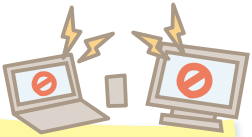

憲法21条（表現の自由）を変えてインターネットでの情報発信・収集を制限!

ええー! そしたら**憲法が国の権力者をしばることができなくなっちゃう**んじゃない?!

裏面 Point 5 へ続く

Point 5 しかも、国民投票の手続法にも、たくさん問題がある。

例えば…

- 最低投票率の定めがなく、全有権者の2割程度の賛成でも憲法改正が可能に
- 投票までの期間が短すぎ（最短で60日）、考える時間がない
- 教育関係者、公務員は懲戒処分をおそれて国民投票運動が自由にできない
- 有料意見広告に規制がなく、お金持ちの政党や団体がTV等のCMを独占する

憲法96条は
憲法が憲法であるために
大事な条文なんだよね!

よく分からないうちに憲法が
変えられちゃうってことに
なりかねないね!
憲法96条だけ先に
変えちゃうってのはこわいね!

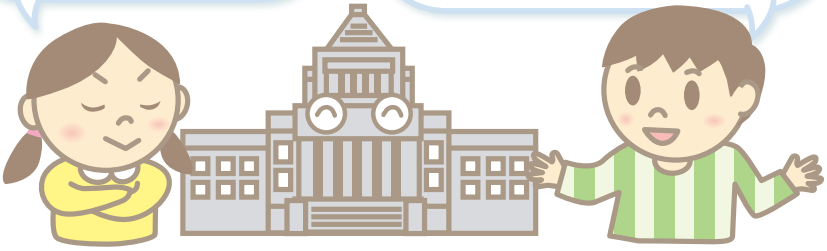

**私たち、1人1人にとって大事なことだから、
しっかり考えよう、話し合おう。
憲法のこと。**

※日本弁護士連合会は、「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」（2009年11月18日）と「憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書」（2013年3月14日）を発表しています。詳しくはホームページをご覧下さい。

発行　日本弁護士連合会
〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL 03-3580-9841（代）　（平日9:30～17:30）
本パンフレットは下記ホームページからも御覧いただけます。
http://www.nichibenren.or.jp/

2013年5月発行